平成２８年度　　事務事業評価シート

章	5	豊かな個性と人間性を育むまち　【その他の関連事業】
節	－	－
施策	－	－
目標		－

Plan ・ Do

事業概要

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	大型事業推進プラン掲載事業	事業の目的
1	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（小学校） 52999001	教育委員会	学校教育G	S62	ー	ソフト	一般会計		経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助することにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。
2	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（中学校） 52999002	教育委員会	学校教育G	S62	ー	ソフト	一般会計		経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。
3	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団事業補助金 59999001	教育委員会	社会教育G	H8	ー	ソフト	一般会計		文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の実施する事業を支援することにより、文化振興及びスポーツ推進を図ることを目的とする。
4	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団運営補助金 59999002	教育委員会	社会教育G	H8	ー	ソフト	一般会計		文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場を提供することを目的とする。

NO	年度	対象者等（※ハード事業の場合は、施設名を記載）	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等
1	H26	経済的理由により就学が困難と認められる小学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費、ＰＴＡ会費	教育基本法（第４条）、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準
1	H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
1	H28	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり
2	H26	経済的理由により就学が困難と認められる中学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費、ＰＴＡ会費	教育基本法第４条、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準
2	H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
2	H28	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり
3	H26	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に対して、文化・スポーツ活動へのきっかけとなる初心者向けの教室や芸術鑑賞事業、スポーツ大会などの実施に要する経費の一部を補助した。 【文化振興事業】文化教室（初心者英会話教室外６事業）、芸術鑑賞（道新ジュニアクラシック外２事業）、共催事業（市民文化祭外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室（ジュニアテニス教室外９事業）、スポーツ大会（市民スポンジテニス大会外４事業）、共催事業（市民ゲートボール大会外１事業）	登別市補助金等の事務取扱に関する規則
3	H27	上記のとおり	上記のとおり 【文化振興事業】文化教室（初心者英会話教室外６事業）、芸術鑑賞（道新ジュニアクラシック外２事業）、共催事業（市民文化祭外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室（ジュニアテニス教室外11事業）、スポーツ大会（市民スポンジテニス大会外４事業）、共催事業（市民ゲートボール大会外１事業）	上記のとおり
3	H28	上記のとおり	上記のとおり実施予定 【文化振興事業】文化教室、芸術鑑賞、共催事業を実施予定 【スポーツ振興事業】スポーツ教室、スポーツ大会、共催事業を実施予定	上記のとおり
4	H26	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に対して、その運営に要する経費を補助した。	登別市補助金等の事務取扱に関する規則
4	H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
4	H28	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり

事業の成果、目標

NO	指標名	単位	H26実績	H27実績	H28目標	H29目標	H30目標	H31目標
1	対象児童数	人	438	436	436	444	444	444
1	－	－	－	－	－	－	－	－
2	対象生徒数	人	277	263	271	274	274	274
2	－	－	－	－	－	－	－	－
3	参加人数（延べ）	人	2,227	3,025	3,000	3,000	3,000	3,000
3	－	－	－	－	－	－	－	－
4	従事者数	人	4	4	4	4	4	4
4	－	－	－	－	－	－	－	－

各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【 単位 ： 千円 】

NO	名称		H26決算	H27決算	H28予算	H29予算案	H30予算案	H31予算案
1	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	156	112	95	73	73	73
1	道支出金							
1	地方債							
1	その他							
1	一般財源		29,318	30,121	31,917	32,103	32,103	32,103
1	合計		29,474	30,233	32,012	32,176	32,176	32,176
2	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	290	240	143	429	429	429
2	道支出金							
2	地方債							
2	その他							
2	一般財源		28,618	28,468	29,719	29,742	29,742	29,742
2	合計		28,908	28,708	29,862	30,171	30,171	30,171
3	国庫支出金							
3	道支出金							
3	地方債							
3	その他							
3	一般財源		4,965	4,847	4,909	4,921	4,921	4,921
3	合計		4,965	4,847	4,909	4,921	4,921	4,921
4	国庫支出金							
4	道支出金							
4	地方債							
4	その他							
4	一般財源		11,405	11,525	11,739	11,749	11,749	11,749
4	合計		11,405	11,525	11,739	11,749	11,749	11,749

Check / Action

NO	第2期基本計画第3次実施計画期間（H24～H27）及び平成28年度における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）	今後の事業の方向性【H29以降】
1	H26以前	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。	改善	経済的理由により、就学困難と認められる児童に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	平成29年度に向けて経済状況や道内都市の動向に注視し、基準改正の検討を行いながら、今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
1	H27	上記のとおり			
1	H28	上記のとおり実施中			
2	H26以前	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。	改善	経済的理由により、就学困難と認められる生徒に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	平成29年度に向けて経済状況や道内都市の動向に注視し、基準改正の検討を行いながら、今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
2	H27	上記のとおり			
2	H28	上記のとおり実施中			
3	H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の実施事業を支援することにより、本市の文化振興及びスポーツ推進が図られていることから、今後も継続して支援していくことが相当である。	本市の文化振興及びスポーツ推進を図っていくため、同財団の実施する事業を支援するとともに、効果的な補助金の交付に努めていく。
3	H27	上記のとおり			
3	H28	上記のとおり			
4	H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場が提供されていることから、今後も支援を継続していくことが相当である。	文化・スポーツの振興に資するため設立された同財団の運営を支援し、質の高い文化やスポーツの場を提供することで、本市の文化振興及びスポーツ推進を図っていく。
4	H27	上記のとおり			
4	H28	上記のとおり			